

一口の矛盾突く

検証 リーマン・ショック Ⅱ



武田の決断

外国人トップの事情 Ⅶ

日本経済新聞

12月1日

日曜日

発行所 日本経済新聞社
 東京本社 ①(03)3270-0251
 〒100-8366 東京都千代田区大手町1-3-7
 大阪本社 ②(06)6943-7111
 名古屋本社 ③(052)243-3311
 西部支社 ④(092)473-3300
 札幌支社 ⑤(011)281-3211

世界に選ばれる、
 信頼のグローバル
 金融グループに

Quality for You
君が求めるサービスも、明日へ、世界へ。



読者のお申し込み
 ① 0120-21-4946
<http://www.nikkei4946.com/>
 日経電子版
<http://www.nikkei.com/>
 お問い合わせ(7:00-21:00)
 ② 0120-24-2146

中小再挑戦しやすく

私的整理時私財一部残す

政府新指針

政府は、業績が悪化した中小企業の経営者が転業したり再び起業したりしやすくするため、早期に会社清算や再建に取り組める仕組みを作る。新たな私的整理の指針を設け、最大460万円程度の生活費や自宅などの財産を経営者の手元に残すことを認める。経営者が個人財産を全額没収される懸念を取り払い、中小企業の新陳代謝を促す。

企業の 新陳代謝促す

新指針は国内約420万、5日にも決定する経行と中小企業庁が作成した報告書に基づき、全国銀行と中小企業を対象と、金融機関に盛り込む。金融

早期に事業再生を決定した 中小経営者を支援する

- 早期の事業再生(私的整理など)や会社清算を決定
- 正確な資産状況を開示
- 一定の生活費(99万円~460万円程度)や「華美でない」自宅は没収しない
- 一律に経営者の交代を求めない
- 債務整理した事実を信用情報機関に登録せず、新規の事業資金を調達しやすく

▼私的整理、経営不振に陥った企業を、裁判所など司法の関与なしに利害関係者だけで処理すること。企業と金融機関などが話し合い再建や会社清算を進める。再建する場合は、金融機関の債権放棄と企業の再建計画がセットになる場合が多い。裁判所の関与を通じて再建したり清算したりする法的整理と比べ、企業の信用が傷つきにくい。

行協会などの主催する研究会が具体的な指針を作る。新指針の柱となるのが、会社の借金を経営者が本人が肩代わりする「経営者保証制度」の抜本的な見直しだ。担保となる

不動産を持たない中小企業が金融機関からお金を借りるための手段として普及しており、中小企業によると約8割の中小企業が同保証をしている。業績悪化で資金繰りに行き詰まれば、保証に基づき経営者が私財を売り払って弁済する。そのため早期に私的整理などに踏み切れば再生する可能性のある中小企業が、経

営者個人の財産没収を恐れて踏み切れず、倒産内容がさらに傷んで財務状況がさらに悪化するという弊害があった。新指針では経営者の手元に一定の生活費として99万円~460万円程度の

経営者が個人財産を売って弁済した後に残った借金は、金融機関が債権放棄に柔軟に対応。その代わり、経営者は自らの資産状況を正確に開示する。後で資産隠しなど

の嘘が明らかになれば、懸念が以前から指摘されていた。政府は新指針による支援の前提として正確な情報開示や資産区分を求めている。中小企業がそうした条件を満たせば、融資の際に画一的に経営者保証を求めないことも新指針に盛り込む。新指針は、再起業などを目指す意欲ある経営者を支援する一方、存続が厳しい中小の清算や廃業を促す側面もある。

範囲で現金を残すことを認める。生活拠点となる自宅も「華美でない」場合は残す。経営者責任については、私的整理になったという理由だけで一任に経営者の交代を求めないよう配慮する。経営者が個人財産を売って弁済した後に残った借金は、金融機関が債権放棄に柔軟に対応。その代わり、経営者は自らの資産状況を正確に開示する。後で資産隠しなどの嘘が明らかになれば、懸念が以前から指摘されていた。政府は新指針による支援の前提として正確な情報開示や資産区分を求めている。中小企業がそうした条件を満たせば、融資の際に画一的に経営者保証を求めないことも新指針に盛り込む。新指針は、再起業などを目指す意欲ある経営者を支援する一方、存続が厳しい中小の清算や廃業を促す側面もある。